

京都市告示第282号

京都市体育館，市民スポーツ会館，西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場，西京極総合運動公園補助競技場及び西京極総合運動公園野球場の指定管理者である財団法人京都市体育協会から，京都市体育館条例第4条，京都市市民スポーツ会館条例第4条及び京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき，当該施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成18年11月29日

京都市長 榊本頼兼

- 1 平成18年12月7日（木）から12月8日（金）までを，西京極総合運動公園野球場を供用しない日とする。
- 2 平成18年12月7日（木）を，京都市体育館，市民スポーツ会館，西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場及び西京極総合運動公園補助競技場を供用しない日とする。

（理由）

電気事業法及び保安規程に基づく自家用電気設備の保守点検に伴い，点検期間中，当該施設を停電させるため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）